[内閣府ホーム](https://www.cao.go.jp/)  >  [内閣府の政策](https://www.cao.go.jp/seisaku/seisaku.html)  >  [制度](https://www.cao.go.jp/seisaku/seido.html)  >  国民の祝日について

**「国民の祝日」について**

大臣官房総務課では、「国民の祝日」に関する事務を所掌しています。

* [令和３年（２０２１年）の祝日について](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#tokurei)
* [「スポーツの日」について](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#sports)
* [国民の祝日に関する法律](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#hourutsu)
* [建国記念の日となる日を定める政令](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#kekoku)
* [「春分の日」及び「秋分の日」について](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#sunbun)
* [国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の一部改正について](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#kaisei)
* [令和3年（2021年）及び令和4年（2022年）の国民の祝日](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#syukujitu)
* [国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する休日の例](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#ex3-2)
* [国民の祝日に関する法律第3条第3項に規定する休日の例](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#ex3-3)

**令和３年（２０２１年）の祝日について**

**令和３年（2021年）に限り、「海の日」は7月22日に、「スポーツの日」は7月23日に、「山の日」は8月8日(※）になります。**

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第68号）が本年12月28日に施行されることに伴い、改正後の令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第32条第2項の規定に基づき、令和3年（2021年）における海の日、スポーツの日及び山の日については、上記の通りとなります。

（※）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項の規定に基づき、8月9日は休日となります。

■祝日移動に関するＱ＆Ａなど、詳しくは、[首相官邸ホームページ「２０２１年の祝日移動について」※](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/shukujitsu.html)を御参照ください。

※令和２年１２月４日 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

**「スポーツの日」について**

**令和２年（2020年）以降、「体育の日」は「スポーツの日」になります。**

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第57号）が平成30年6月20日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が**「スポーツの日」に改められ**、 その意義は「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とされました。（施行日：令和2年1月1日）

**国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）**

第1条

自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条

「国民の祝日」を次のように定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **元日** | 1月1日 | 年のはじめを祝う。 |
| **成人の日** | 1月の第2月曜日 | おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。 |
| **建国記念の日** | 政令で定める日 | 建国をしのび、国を愛する心を養う。 |
| **天皇誕生日** | 2月23日 | 天皇の誕生日を祝う。 |
| **春分の日** | 春分日 | 自然をたたえ、生物をいつくしむ。 |
| **昭和の日** | 4月29日 | 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。 |
| **憲法記念日** | 5月3日 | 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。 |
| **みどりの日** | 5月4日 | 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。 |
| **こどもの日** | 5月5日 | こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。 |
| **海の日** | 7月の第3月曜日 | 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。 |
| **山の日** | 8月11日 | 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。 |
| **敬老の日** | 9月の第3月曜日 | 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。 |
| **秋分の日** | 秋分日 | 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。 |
| **スポーツの日** | 10月の第2月曜日 | スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。 |
| **文化の日** | 11月3日 | 自由と平和を愛し、文化をすすめる。 |
| **勤労感謝の日** | 11月23日 | 勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。 |

第3条

「国民の祝日」は、休日とする。

2.「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3.その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

附則

（省略）

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

**建国記念の日となる日を定める政令（昭和４１年政令第３７６号）**

国民の祝日に関する法律第2条に規定する建国記念の日は、2月11日とする。

附則

（省略）

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

**「春分の日」及び「秋分の日」について**

祝日のうち、「春分の日」及び「秋分の日」は、法律で具体的に月日が明記されずに、それぞれ「春分日」、「秋分日」と定められています。

「春分の日」及び「秋分の日」については、国立天文台が、毎年2月に翌年の「春分の日」、「秋分の日」を官報で公表しています。詳しくは、[国立天文台ホームページ「よくある質問」（質問3-1）](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaibu.html)を御参照ください。

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

**国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）の一部改正について**

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号。以下「皇室典範特例法」という。）附則第10条により、国民の祝日に関する法律が一部改正されるため、皇室典範特例法の施行の日（平成31年4月30日）の翌日より、天皇誕生日が12月23日から2月23日になります。

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

**令和３年（２０２１年）及び令和４年（２０２２年）の「国民の祝日」**

令和3年（2021年）及び令和4年（2022年）の「国民の祝日」は、以下のとおりとなります。

**〇令和3年（2021年）の国民の祝日・休日**

| **名称** | **日付** | **備考** |
| --- | --- | --- |
| **元日** | 1月1日 |  |
| **成人の日** | 1月11日 |  |
| **建国記念の日** | 2月11日 |  |
| **天皇誕生日** | 2月23日 |  |
| **春分の日** | 3月20日 |  |
| **昭和の日** | 4月29日 |  |
| **憲法記念日** | 5月3日 |  |
| **みどりの日** | 5月4日 |  |
| **こどもの日** | 5月5日 |  |
| **海の日** | 7月22日 |  |
| **スポーツの日** | 7月23日 |  |
| **山の日** | 8月8日 |  |
| **休日** | 8月9日 | 祝日法第3条第2項による休日 |
| **敬老の日** | 9月20日 |  |
| **秋分の日** | 9月23日 |  |
| **文化の日** | 11月3日 |  |
| **勤労感謝の日** | 11月23日 |  |

**〇令和4年（2022年）の国民の祝日**

| **名称** | **日付** | **備考** |
| --- | --- | --- |
| **元日** | 1月1日 |  |
| **成人の日** | 1月10日 |  |
| **建国記念の日** | 2月11日 |  |
| **天皇誕生日** | 2月23日 |  |
| **春分の日** | 3月21日 |  |
| **昭和の日** | 4月29日 |  |
| **憲法記念日** | 5月3日 |  |
| **みどりの日** | 5月4日 |  |
| **こどもの日** | 5月5日 |  |
| **海の日** | 7月18日 |  |
| **山の日** | 8月11日 |  |
| **敬老の日** | 9月19日 |  |
| **秋分の日** | 9月23日 |  |
| **スポーツの日** | 10月10日 |  |
| **文化の日** | 11月3日 |  |
| **勤労感謝の日** | 11月23日 |  |

* [昭和30年（1955年）から令和4年（2022年）国民の祝日（csv形式：19KB）](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/syukujitsu.csv)

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

**国民の祝日に関する法律第３条第２項に規定する休日（例）**

いわゆる**「振替休日」**と呼ばれる**休日**です。

**「国民の祝日」**が**日曜日**に当たるとき、**その日の後の最も近い平日**を**休日**とするものです。

|  |
| --- |
| **令和元年（2019年）** |
| **5月** |
| 日 | 月 |
| **5** | 6 |
| こどもの日 | 休日 |

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

**国民の祝日に関する法律第３条第３項に規定する休日（例）**

**前日と翌日の両方を「国民の祝日」に挟まれた平日**は**休日**となります。

「敬老の日」は「9月の第3月曜日」であるため9月15日から21日の間で移動します。

「秋分の日」は「秋分日」が9月22日か23日のいずれかで移動します。

このことにより**数年に一度、不定期に現れる休日です。**

|  |
| --- |
| **平成27年（2015年）** |
| **9月** |
| 月 | 火 | 水 |
| **21** | 22 | **23** |
| 敬老の日 | 休日 | 秋分の日 |

[このページの先頭へ](https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html#container)

* [ウェブアクセシビリティ](https://www.cao.go.jp/notice/webaccessibility.html)
* [サイトマップ](https://www.cao.go.jp/sitemap.html)

〒100-8914　東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号　03-5253-2111（大代表）

内閣府法人番号 2000012010019

© Cabinet Office, Government of Japan